

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 募集要項に関する質問・意見への回答

	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答(案)	募集要項に 反映 ○:する -:しない
1	募集要項	11	3(5)③	官民対話	「出席者は3名まで可」とありますが、事業規模を鑑み、専門部署から幅広く出席させたいので人数制限の緩和をお願いできないでしょうか。	承知しました。官民対話は10名を上限とさせていただきます。	○
2	募集要項	12	4(2)	プレゼンテーション	プレゼンテーションにおけますプレゼンター、質疑回答者、参加人数等に指定は特にないと考えてよろしいでしょうか。	詳細な人数等については、事務局より後日、連絡させていただきます。	-
3	募集要項	15	5(2)②	リスク分担表その1法令 変更リスク9	「上記以外のもの」は、事業者側がリスクの負担者となっています。法令変更は、事業者側で調整できるものではありませんので、企業団様と事業者の双方が△として頂けないでしょうか？	承知しました。基本的には、事業への影響が大きい法令変更は発注者負担、それ以外の影響の小さい軽微な法令変更は受注者負担の考えでおります。	○
4	募集要項	17	5(3)①	実施状況の確認	「セルフモニタリング計画書を作成し」とありますが、貴企業団にセルフモニタリングの様式などはありますか。	当広域連合企業団にセルフモニタリングの様式はありません。	-
5	募集要項	17	5(3)①	実施状況の確認	セルフモニタリングにつきましては協力企業に委託することも可と考えてよろしいでしょうか。	セルフモニタリングは、協力企業だけが実施するものではなく、元請企業が中心となり実施するものと考えています。	-
6	募集要項	18	6	上烏田浄水場配水池の 立地並びに規模及び配 置に関する事項	先行して実施予定の「上烏田浄水場から中台浄水場への送水管工事」で、流量計室1箇所とあります。流量計もこの先行工事に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	-
7	募集要項	20	10(3)	応募者	応募者が1者のみであった場合、「契約目的を十分に達成できるものであると判断し」とありますが、具体的な判断基準の数値がありますでしょうか。	具体的な判断基準の数値はありませんが、要求水準書を満たした提案であることが必須です。	-
8	要求水準書 (変更)	3	2(2)	施設の概要	配水池1・2・3号のH.W.Lが+94.9mとなっておりますが、別紙7の水位高低図(計画)ですと+94.7mと明記されております。どちらを正としたらよろしいでしょうか。	H.W.L.+94.9mが正であるため、別紙7を訂正いたします。	○
9	要求水準書 (変更)	5	表2-3 別紙資料一覧	別紙11 別紙12	別紙12は「第5接合井単線結線図」となっていますが、別紙11には該当する計装制御盤がありません。また、給水流量調整弁についての単線結線図であることから、この図面は上烏田浄水場内に設置されている盤の単線結線図ではないでしょうか。その場合、提供資料として不適当と思いますので、修正をお願いします。	ご指摘の通り、上烏田浄水場管理棟内に設置されている計装制御盤の図面となっております。第5接合井計装室内に設置されている制御盤等の単線結線図については、差し替えます。	○
10	要求水準書 (変更)	6	2(2)	表2-4	貸与資料一覧以外に既存施設が分かるような資料はありますか。 (例)既存施設の電気設備 (施設全体の単線結線図、配線系統図、電気工事図など)	貸与資料を別途追加します。	-
11	要求水準書 (変更)	7	2(1)表2-5	主な業務範囲 緊急遮断設備	別紙資料8では、3号配水池の自然流下系 別紙10-1では、No.1配水池の自然流下系 となっております。 1号配水池と3号配水池の両方には不要と理解してよろしいでしょうか。 又、どちらに設置する計画としたら良いでしょうか？	両方への設置は不要です。要求水準書にて、施工期間中も含め、運用する配水池のいずれかに緊急遮断弁の設置を求めていますので、これを満たす箇所に設置することとなります。	-
12	要求水準書 (変更)	8	2(3)②イ(ア)a	設計業務	家屋調査とありますが想定されてます対象につきましてご教示願います。	事業対象用地の近隣の家屋等について、提案される施工方法で影響があると事業者が判断した場合は実施をお願いします。	-
13	要求水準書 (変更)	13	3(3)⑤	責任施工	「事業者は、本書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために必要なものは、事業者の負担で施工すること」とありますが、募集要項15～16項にあるリスク分担表に基づいて実施する。と理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。	-

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 募集要項に関する質問・意見への回答

	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答(案)	募集要項に反映 ○:する -:しない
14	要求水準書 (変更)	16	4(1)④イ	耐震性能	動的非線形解析におけます地震波につきましてはご提示頂けると考えて 宜しいでしょうか。	提示いたします。なお、千葉県北西部直下地震EWの地震波を提供予定です。	-
15	要求水準書 (変更)	18	4(2)③キ	第5接合井の水位	前回の質問・意見への回答書にて「水位の変更は認められません」とあり ましたがH.W.L+102.7mにつきまして差支えないようでしたら、変更不可の 理由をご教示頂けないでしょうか。	上流施設との水理条件を考慮しWLを設定しているため、変更は認められないとしました。しか し、以下の条件が整えば変更は可能と考えられますので、要求水準書を変更します。 ・第5接合井のHWLを下げる変更であること ・新第5接合井、新配水池の必要容量が確保されていること ・施工中でも水運用に支障のないことが水理面で示されること ・維持管理性に問題がない施設・設備の配置であること	○
16	要求水準書 (変更)	19	4(3)⑨イ	配水池廻り配管	「流入部の池内配管の高さを+100.3mまで立ち上げる、または+100.3m で分岐を設置すること」とあり基本設計報告書の池内配管図(3)において は分岐して計画されております。 分岐する理由をご教示頂けないでしょうか。	流入量(最大時・平均時)によって流入水位が変動するため、流入管の高さを+100.3mと H.W.Lの高さで計画していたためですが、+100.3mまで立ち上げることで問題ありません。	-
17	要求水準書 (変更)	19	4(2)⑨エ	配水池廻り配管	「池内配管等、池内の付属物は交換が非常に困難なため、その材料・材 質は十分な強度を有し、腐食対策が施された高耐久性のもの、すなわち、 SUS329J4L相当もしくは、水道用ポリエチレン粉体ライニング(JWWA K 132準拠)が内外面一体で被覆されたものとする。なお、付属物と は、池内配管、昇降設備、固定金具類、各種接続部材などをいう。」 とあります。 池内気相部は、ご指定の材質 池内液相部は、SUS304 とさせて頂いて宜しいでしょうか？	施工上、1池運用となる時期において、配水池内の水位変動は大きくなることが想定され、 大半が池内気相部になること、また池内配管の交換は非常に難しく、強度及び耐久性を有 する配管による整備を求めため、SUS304の採用は認めません。	-
18	要求水準書 (変更)	20	4(2)⑩イ	緊急遮断設備	「～～配水流量の異常流量を検知し、～～」とありますが、設計段階にお いて、現況の流量の過去実績データを提供いただくことは可能となります でしょうか。	可能です。詳細設計の段階でデータを提供いたします。	-
19	要求水準書 (変更)	21	4(3)① 表4-2	電気計装等設備 に関する要件	方針欄が無記載のものは、新設・改造等を問わないとありますが、無記載 のものについては既設を流用するとの考え方で宜しいでしょうか。	要求水準を満足する限りにおいて、ご質問の解釈の通りです。	-
20	要求水準書 (変更)	22	4(3)②イ	電気設備	「電源は上烏田浄水場より低圧動力(3Φ3W210V)と単相(1Φ3W21 0-105V)にて供給を受ける。」とありますが、第5接合井計装室に設置 している既設盤の電源は、上烏田浄水場より供給されているものと考えて よろしいでしょうか。	ご質問の解釈の通りです。	-
21	要求水準書 (変更)	22	4(3)②イ	電気設備	「電源は上烏田浄水場より低圧動力(3Φ3W210V)と単相(1Φ3W21 0-105V)にて供給を受ける」とありますが、新旧施設を並行稼働する必 要があるため、既設の電源供給の他、新設の電源供給は電源予備回路 が使用できると考えて、既設機能増設は不要としてよろしいでしょうか。	電源容量を超えない範囲であれば、予備回路の使用は可能です。	-
22	要求水準書 (変更)	22	4(3)③ウ	計装設備	「水位計は、水位を連続して計測可能なものとする」とありますが、測 定方式について、既設踏襲でよろしいでしょうか。また、測定レンジが新旧 で異なる場合は、既設流用する盤に組み込まれている水位指示計の変更 は必要でしょうか。	水位計の測定方式については、要求水準を満足する限りにおいて、事業者提案とします。 なお、配水池の水深及び有効水位は変更があるため、既設指示計の変更を含める必要が あります。	-
23	要求水準書 (変更)	22	4(3)③	計装設備	エの「流量計は、流量を連続して測定可能なものとし、計測精度に問題が 無いよう必要な直管部を有する部分に取り付けること。」とありますが、測 定方式について、既設踏襲でよろしいでしょうか。また、測定レンジは新旧 で変わらないものと考えますが、よろしいでしょうか。	流量計の測定方式については、要求水準を満足する限りにおいて、事業者提案とします。 測定レンジについては、お見込みのとおりです。	-

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 募集要項に関する質問・意見への回答

	対象書類	頁	項番	項目	内容	回答(案)	募集要項に反映 ○:する -:しない
24	要求水準書 (変更)	23	4(3)⑤	機械設備	ウの「流量調節設備は、流量制御やキャピテーション特性に優れたものとする。」とありますが、くしば形を採用することでよろしいでしょうか。	制御弁の形式は、要求水準書を満足する限りにおいて、事業者提案によるものとします。	-
25	要求水準書 (変更)	別紙10-1		計装制御盤	No.3配水池水位計は計装制御盤に警報設定器が設置されていますが、警報設定器は再利用ですか。	再利用を基本とし、事業者提案の中で取替えも可能とします。	-
26	要求水準書 (変更)	別紙10-2		計装制御盤	受水弁の開度指示計が設置されていますが、更新後も受水弁は既設使用となりますか。	ご質問のあったものは別紙10-1に記載の受水弁と考えます。受水弁については、現在使用しておらず、事業後においても使用しないので、既設のまま若しくは撤去可能とします。	-
27	要求水準書 (変更)	別紙10-1 別紙10-2		送水系	送水系が第5接合弁設備とすると、受水残塩が既設第5接合弁設備にはありません。受水残塩計については、更新外と考えて宜しいでしょうか。	更新対象外です。受水残塩は、第5接合弁と上烏田配水池との境にある「流量計室内」からサンプリングを行い、管理本館に設置する残塩計にて測定しています。よって、新第5接合弁から出た水は、当該既存流量計室を通り新配水池に流入することとなります。	-
28	要求水準書 (変更)	別紙10-1		受水弁	送水系に受水弁がありますが、電源及び制御は第5接合弁設備ではなく、上烏田浄水場設備となりますか。	上烏田浄水場側の設備になります。	-
29	要求水準書 (変更)	別紙10-2		計装盤	上烏田浄水場設備との取り合いが明示されていませんが、どのように取り合うのでしょうか。	第5接合弁については、上烏田浄水場設備との信号の取り合いはございません。	-
30	提出書類作成要領 及び様式集		様式Ⅱ-8	会社概要書(設計企業用)	協力企業についての記載で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。	-
31	提出書類作成要領 及び様式集		様式Ⅱ-11	配置予定 技術者届(設計)	協力企業の技術者で宜しいでしょうか。	協力企業が設計業務企業となる場合は、ご認識のとおりです。	-
32	設計・建設工事 請負契約書	50	第6条 第2項	個人情報の管理	ここでいう「条例」とは何を指すのでしょうか?	「条例第11条の規定に基づき」の箇所を以下のとおり修正します。 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき」	○
33	設計・建設工事 請負契約書	3	第1章 第2条(14)	試運転計画書	第54条第2項とありますが第50条第2項と読み替えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。訂正します。	○
34	設計・建設工事 請負契約書	5	第2章 第10条3	契約の保証	第98条第3項各号とありますが第94条第3項各号と読み替えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。訂正します。	○
35	設計・建設工事 請負契約書	5	第2章 第11条2	権利義務の譲渡等	第42条第2項とありますが第38条第2項と読み替えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。訂正します。	○
36	設計・建設工事 請負契約書	5	第2章 第11条2	権利義務の譲渡等	第71条第3項とありますが第67条第3項と読み替えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。訂正します。	○
37	設計・建設工事 請負契約書	11	第4章 第24条4	変更に伴う増加費用の 負担	第90条又は第91条とありますが第86条又は第87条と読み替えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。訂正します。	○
38	設計・建設工事 請負契約書	10	第22条(4)	実施設計	(4)内訳明細書についてご教示ください	工事及び設計に係る工数、単価等が示されたもので、本事業に係る費用算定の根拠であり、交付申請に必要となるものです。	-
39	設計・建設工事 請負契約書	12	第27条	本設計に係る管理技術者	管理技術者の資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか	「募集要項」応募資格要件P.7~8にて、設計企業は技術士を有する者が本事業の設計期間中に配置できることを求めており、同配置者が管理技術者を担う者との認識です。これより、技術士を有する者として管理技術者を配置することを募集要項に明記します。	○
40	設計・建設工事 請負契約書	13	第28条	本設計に係る照査技術者	照査技術者の資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか	上記同様に、技術士を有する者として照査技術者を配置することを募集要項に明記します。	○